

事務連絡
令和元年7月4日

各 { 再生医療等提供医療機関管理者
認定再生医療等委員会設置者
細胞培養加工施設代表者 } 様

厚生労働省九州厚生局
健康福祉部医事課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の改正に伴う
説明会の開催について

平素より医療行政の推進にご協力いただき、御礼申し上げます。

平成26年11月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号以下「再生医療法」という）が施行され、これまで多数の再生医療等が研究又は治療として提供されています。

本年4月より、臨床研究法（平成29年法律第16号）との運用の整合性や再生医療法の運用の課題の改善を図るため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第140号）が施行されたことに伴い、必要な事務手続き（再生医療等提供計画の変更手続き等）について下記により説明会を開催いたしますので、是非参加くださいますようお願いいたします。

なお、本省令改正に伴う再生医療等提供計画の変更届提出の経過措置は、改正省令の施行後1年（令和2年3月31日まで）とされておりますので、当該経過措置期間内に手続きを行っていただく必要がございます。

記

日時：令和元年9月5日（木）13時30分から15時30分

場所：福岡県医師会館 5F 大ホール

福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

※ 受付は、大ホール前にて、13時00分から13時30分まで

申込方法：別添1のとおり

【照会先】

厚生労働省九州厚生局健康福祉部

医事課再生医療等推進係

電話：092-472-2366

E-mail：k-ijika2@mhlw.go.jp